（活動上の注意）

第五条　猟銃安全指導委員は、その活動を行うに当たっては、関係者の正当な権利及び自由を害することのないように留意しなければならない。

2　猟銃安全指導委員は、その地位を政党又は政治的目的のために利用してはならない。

（猟銃安全指導委員証等）

第六条　猟銃安全指導委員は、その活動を行うに当たっては、別記様式第一号の猟銃安全指導委員証を携帯し、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。

2　猟銃安全指導委員は、その活動を行うに当たっては、別記様式第二号の腕章を着用しなければならない。

（研修）

第七条　法第二十八条の二第六項の研修（以下「猟銃安全指導委員研修」という。）の種別は、定期研修及び委嘱時研修とする。

2　定期研修はすべての猟銃安全指導委員を対象におおむね一年ごとに一回、委嘱時研修は新たに委嘱された猟銃安全指導委員を対象に委嘱後速やかに、それぞれ行うものとする。

3　猟銃安全指導委員研修は、次の表の上欄に掲げる猟銃安全指導委員研修の種別の区分に従い、それぞれ同表の中欄に定める研修事項について、同表の下欄に定める研修時間行うものとする。

猟銃安全指導委員研修の種別	研修事項	研修時間
定期研修	一　猟銃の所持許可の状況並びに猟銃の所持及び使用による危害の発生状況に関すること。 二　法第二十八条の二第二項各号に掲げる職務を遂行するために必要な知識及び技能に関すること。	三時間以上四時間以下
委嘱時研修	一　定期研修の項中研修事項の欄に定める研修事項（次号に定めるものを除く。） 二　法第二十八条の二第二項各号に掲げる職務を遂行するために必要な法令の知識に関すること。	四時間以上六時間以下

（解嘱）

第八条　公安委員会は、法第二十八条の二第七項の規定により猟銃安全指導委員を解嘱しようとするときは、当該猟銃安全指導委員に対し、あらかじめ、その理由を通知して、弁明の機会を与えなければならない。ただし、当該猟銃安全指導委員の所在が不明であるため通知をすることができないときは、この限りでない。

附　則

この規則は、銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（平成二十年法律第八十六号）の施行の日（平成二十一年十二月四日）から施行する。

別記様式第１号（第６条関係）

（表）

第　　号

猟銃安全指導委員証

活動区域

写　真

氏　名

（　　年　　月　　日生）

上記の者は、銃砲刀剣類所持等取締法第28条の２に規定する猟銃安全指導委員であることを証明する。

年　　月　　日

公安委員会　　印

4.5

7.5

（裏）

銃砲刀剣類所持等取締法（抜粋）

第28条の２　略

２　猟銃安全指導委員は、次に掲げる職務を行う。

一　第４条第１項第１号の規定による猟銃の所持の許可を受けた者に対し、当該猟銃の所持及び使用による危害を防止するために必要な助言を行うこと。

二　警察職員が第13条の規定により行う猟銃の検査に関し、銃身長の測定その他の技術的事項についての協力を行うこと。

三　猟銃の所持及び使用による危害を防止するための民間団体の活動への協力を行うこと。

四　前３号に掲げるもののほか、猟銃の所持及び使用による危害を防止するための活動で国家公安委員会規則で定めるものを行うこと。

３～８　略

猟銃安全指導委員規則（抜粋）

第６条　猟銃安全指導委員は、その活動を行うに当たっては、別記様式第１号の猟銃安全指導委員証を携帯し、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。

２　略

備考　図示の長さの単位は、センチメートルとする。